

仕 様 書

1. 件名

阪急北ネオポリスにおける生活者の社会参加行動のデータ収集業務

2. 作業の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）人工知能研究センターは、内閣府によるSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）包摂的コミュニティプラットフォームの構築の「コミュニティと共進化するデジタルツインによる次世代型包摂的まちづくり手法と包摂性評価指標の開発」において、社会的孤立・孤独を排した包摂的な社会の実現を目指し、コミュニティ形成と活性化を効率化するための活動支援として生活者の価値観変容と行動変容のシミュレーションと予測を可能にするための人工知能技術を用いた「生活者デジタルツイン」の研究開発をしている。

地域社会における寛容性の向上を実現するためには、ある価値観を持った人・集団どうしがお互いに認め合うことが重要であり、その実現には多様なつながりを作ることが重要となる。つながりを作るためには、第一に社会参加が必須となる。しかし、個人の社会参加は多様であるため、社会参加を模擬するデジタルツインを作るためには、どのような性格・レディネスを持った人が、どのような周辺や本人の健康状態などの状況下で、どのような社会参加を行っているかを知ることが必要となる。

本事業では、阪急北ネオポリスという場所においてそこに居住する住民がどのような社会参加活動をし、どのような状況で行っているかについてのデータ収集を実施する。

3. 作業の内容

本作業においては、アンケート文面の印刷、封入、発送、リマインド発送、アンケート回収、回収したアンケートのデータの入力作業を実施すること。

（1）ID管理

- ・ ID番号は、アンケート毎に印刷し、各丁目毎に管理をすること。
（例えば、兵庫県川西市大和東1丁目はID番号0000001-0005000等）
- ・ 各地区の住宅数についての情報は産総研より貸与する。
- ・ 各丁目毎に100の予備IDを用意すること。

（2）印刷、封入および配布

- ・ 阪急北ネオポリス（兵庫県川西市大和東及び大和西各丁目）の全住戸（4801戸 2024年10月時点）を対象とし、4801世帯にそれぞれアンケート1セット

ト発送または配布をすること（ただし、発送または配布時に世帯数を産総研から連絡するのでその世帯数に発送または配布すること）。

- ・ アンケート 1 セットは、案内状 1 枚、チラシ 1 枚、アンケート 5 部、返信用封筒 1 通で構成される。これを、4801 セット分（セット数は上記のとおり変化する可能性がある）を印刷すること。加えて、予備のアンケートとして、各丁 100 部として、1000 部（100 セット×10 丁目）を印刷すること。
- ・ アンケート文面については、両面印刷・中綴じ製本とすること。
- ・ アンケートの表紙に、アンケート内容と同様の内容を Web にて取得するためのアンケート URL と入力に必要な情報（例えば、ID とパスワードなど）を記すこと。情報の詳細な記載場所については、調達請求者と協議の上決定すること。
- ・ 封入は、案内状を最上とし、同じ形式で封入すること。
- ・ 封入する封筒及び返信用封筒は産総研から支給しない。もっとも経済的かつ合理的な形態の封筒を採用し、利用すること（角形 2 号、モノクロ印刷等）。
- ・ 各住戸に対しては、案内状 1 枚、チラシ 1 枚、アンケート 5 部、返信用封筒 1 通を 1 セットとして発送すること。
- ・ アンケート回答が遅くとも 2025 年 2 月 14 日から可能となるよう、配布すること。

（3）回収

- ・ アンケートの回収は Web/郵送/現地回収の 3 通りによって行うこと。
- ・ Web の場合は、ID ごとに回答入力が可能にすること。情報の記載方法は（1）を参照すること。この Web によるアンケート回収のシステムは委託事業者で用意すること
- ・ 郵送の場合は、（2）で封入した返信用封筒を用いて回収する。返信用封筒の返信先住所として委託事業者住所を記載すること。
- ・ 返信数は回答者に依存するが、ネオポリス全住戸の 66%程度、数量としては 3200 部、アンケート基準では住民の 60%程度の 6000 部程度とする。
- ・ 現地で、SIP にて設定する交流拠点（阪急北ネオポリス内）への持ち込みによるアンケート回答の回収を行う。回収業務自体は、交流拠点業者に産総研から依頼を行うため、負担は生じない。ただし、回収したアンケートを 4 回、委託事業者の住所に着払いにて送付するため、上記の部数により回収費用を算定すること。
- ・ 回収の期日は 2025 年 3 月 14 日とする。この期日までの回答を促すために、回答催促の書面を印刷し上記の交流拠点に送付し、阪急北ネオポリスのコミュニティ協議会に配布とアンケートの回収協力業務を委託すること。
- ・ 回収状況について適宜質問を行う。（全数・各丁での回収状況など）その対応を行うこと。

（4）データ入力業務

- ・回収した Web アンケート、紙アンケートを合わせて一つの回答データとしてまとめること。
- ・結果のとりまとめフォーマットについては、調達請求者と協議の上決定すること。

4. 支給品および貸与品

支給品：アンケート文面、案内状文面、チラシ(現物)

貸与品：各地区の住宅数についての情報

5. 受注者に必要な要件

- (1) 業務遂行能力の確認のため過去3年以内に類似した規模・仕様の実績が3件以上あること。
- (2) プライバシーマーク・ISO270001を取得していること。また、プライバシーマークを更新したことがあること。

6. 納入の完了

「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様を満たしていることの確認を行い、納入の完了とする。

7. 納入物品

- ・3-(4)で決定したフォーマットでの回答データ 一式
- ・作業報告書 一式

上記をメールまたはファイル転送サービスで納入すること

8. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年3月26日(水)

納入場所：東京都江東区青海2-4-7

産業技術総合研究所 人工知能研究センター

臨海副都心センター 別館9F 092020室

M-motomura-office-ml@aist.go.jp

9. 付帯事項

- (1) 実験への協力をお願いする自治会等との折衝により各文章の文面調整を適宜行う必要がある。それに対する対応を確実に行うために対面による打ち合わせを実施する。必要に応じて増減するが印刷物完了までは定期的に週1回程度行う。そのために、業務責任者が常駐する主要施設である拠点が東京都内にあり、産業技術総合研究所(東京都江東区青海2-4-7)から公共交通機関で60分以内にあること。
- (2) 貸与したデータの内容に関しては守秘義務を負うものとする。本依頼業務以外に使用しないこと。本作業終了後、データを確実に消去する

こと。

- (3) 本仕様書の技術的内容に関しては、調達請求者と協議すること。また本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等の定めるところにより、以下の事項に従って契約を履行しなければならない。

- ① 受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ② 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④ 受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥ 受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 産総研は、受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生し、産総研が損害を受けたときは、本契約を解除し、受注者に損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑩ 産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- ⑪ 受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）す

る場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施すること。個人情報取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

- ⑫ 受注者は、⑪により再委託する第三者が外国にある場合は、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であることを確認する。この場合に、当該第三者へ提供するにあたって、当該第三者における当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の全てを実施し、個人情報の本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ・ 相当措置の実施状況、当該措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - ・ 相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置等を実施すること。
 - ・ 相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは第三者提供を停止すること。
- ⑬ 上記①～②、④～⑧及び⑩～⑫の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。